

「市民ひろば会議室」の試行実施について

1 「市民ひろば会議室」とは

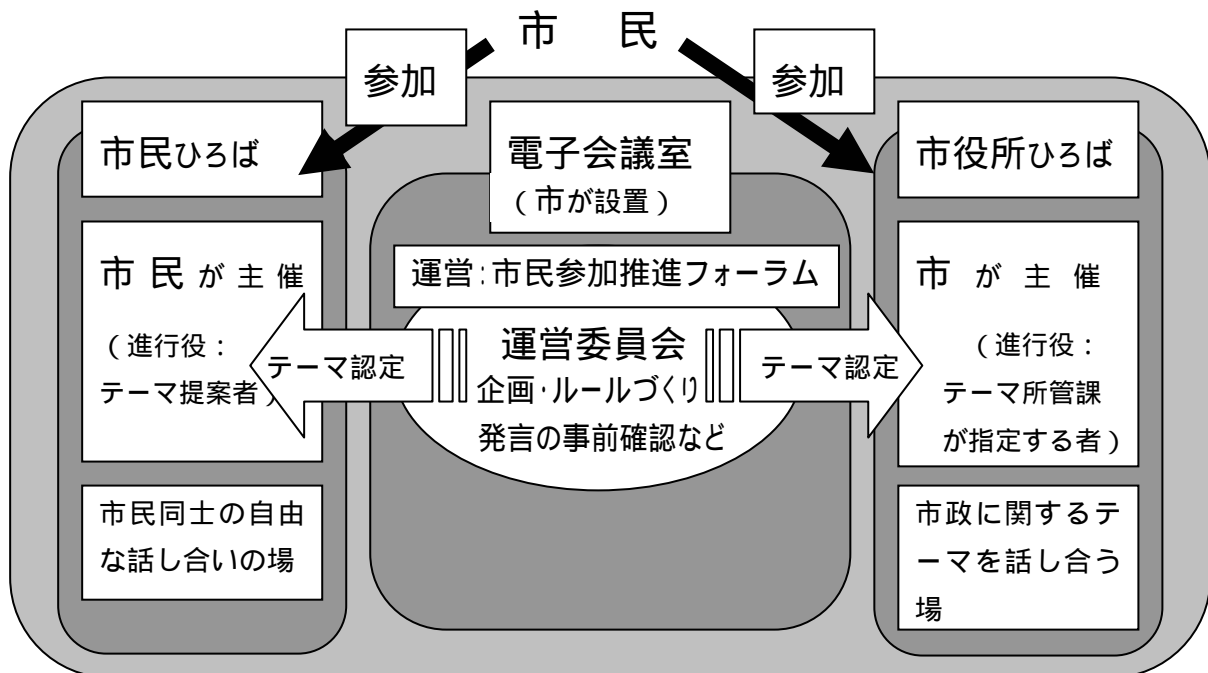
京都市電子会議室「みやこeコミュニティ」上で、市民や市民活動団体等がテーマを設定し、進行役等の主催者になって運営される会議室のことをいう。市民同士の自由な意見交換の場をインターネット上に創出し、市民主体のまちづくり活動を促進するきっかけとすることを目的とする。

2 「市民ひろば会議室」に係る現状と課題

電子会議室の立ち上げ当初の計画では、下図のとおり、市がテーマを設定し、市政に関する提案や意見交換を行う「市役所ひろば」と「市民ひろば」を併設し、登録者が相互に交流することを狙いとしていたが、「市民ひろば」については、既に市民同士が意見交換を行える民間の掲示板が存在しており、「公費を投入して設置する必然性があるのか」といった指摘が庁内外にあったため、現状では「市役所ひろば」のみが開設されている状況である。

しかしながら、「市役所ひろば」の利用が伸び悩む中で、今後、電子会議室を継続するか否かの判断材料の一つとして、「市民ひろば」の効果を検証することが必要であるため、「市民ひろば」の試行実施を期間限定で行うこととする。

募集に係る詳細は別紙のとおり



3 「市民ひろば会議室」に関する平成18年度の取組

「市民ひろば会議室」試行実施に向けたテーマ募集【7月3日～7月21日】

- 1 募集期間
平成18年7月3日から平成18年7月21日まで
- 2 募集内容
別紙のとおり
- 3 広報ほか
 - ア 募集チラシの配布（別紙参照）
 - イ 市ホームページ及び電子会議室ページに募集内容を掲載
 - ウ 京都新聞（7月14日付け朝刊・別紙参照）
- 4 募集結果
1件

運営委員会の開催（「市民ひろば会議室」のテーマ選定）【8月22日】

応募されたテーマを取りまとめ、電子会議室運営委員会においてテーマ選定を行う。選定後は、随時テーマ応募者と調整に入る。

「市民ひろば」の試行実施開始【9月上旬～】

選定されたテーマに基づき、「市民ひろば」の試行実施を行う。

運営委員会の開催（「市民ひろば会議室」の試行実施結果の検証）【11月上旬】

試行実施の結果に基づき、運営委員会において「市民ひろば」の進め方を検討し、電子会議室のあり方も含めて議論する。

インターネットで京都のまちづくりについて話そう！！

市民ひろば
会議室の



テーマを募集中！

電子会議室「みやこeコミュニティ」って何？

京都市電子会議室「みやこeコミュニティ」は、インターネットを活用し、幅広い市民の市政への積極的な参加機会を設けるとともに、インターネット上でのコミュニティの形成を目指して設置された「新しい市民参加の仕組み」です。市民の自主的な参加のもと、意見や提案を述べ合い、時には市職員を交えて論議を深めることを目的に、テーマを設けて会議室を設置しています。

【京都市電子会議室アドレス：<http://ecom.city.kyoto.jp/forum/>】

市民ひろば会議室って何？

これまでの電子会議室には、京都市が設定したテーマについて市民の皆さんの御意見を伺う「市役所ひろば会議室」だけでしたが、この度、市民同士の自由な意見交換の場をインターネット上に作り、市民主体のまちづくり活動を促進することを目的に、市民の皆さんが会議室（テーマ）を開設し、運営できる「市民ひろば会議室」を試験的に実施することになりました。

会議室（テーマ）を開設してみたい！

京都市内に在住か在勤・在学されている方なら誰でも応募できます。裏面に記載されている必要事項を明記のうえ、平成18年7月21日（金）までに郵送、ファクシミリ又は電子メールで、下記までお申込みください。

お申込み・お問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺町488

京都市総合企画局プロジェクト推進室（電子会議室運営委員会事務局）

TEL 075-222-3178 / FAX 075-213-0443

メール partner@city.kyoto.jp

京都市電子会議室「みやこeコミュニティ」における 「市民ひろば会議室」テーマ募集について

1 募集期間

平成18年7月3日(月)から平成18年7月21日(金)まで

2 応募方法

下記の必要事項を記入のうえ、京都市電子会議室「みやこeコミュニティ」運営委員会事務局(京都市総合企画局プロジェクト推進室)に郵送、ファクシミリ又は電子メールで御提出ください。

【必要事項】

氏名(ふりがな)、住所(市外在住の方は通勤・通学先を記載してください)、
連絡先(電話・FAX・Eメール)、自己紹介(100字程度)、会議室のテーマ名、
テーマの開設目的(200字程度)

【申込みに当たっての注意事項】

- (1) 開設できる会議室は、京都市のまちづくりや市民の自主的な市民活動を促進することを目的としたものに限らせていただきます。
- (2) 会議室の開設申請者に、当該会議室の運営・進行等を務めていただきます。
- (3) 会議室の開設期間は申請者と調整のうえ、運営委員会において決めさせていただきます。
- (4) 会議室の開設・運営に当たっては、運営ルールに定める下記の点を遵守してください。遵守されていないことが判明した場合には、直ちに会議室を閉鎖します。

| |
|--|
| ア 他人の通信の秘密又はプライバシーを侵害する情報 |
| イ 他人を誹謗し、中傷し又は差別する情報 |
| ウ 著作権等、他人の知的財産を侵害する情報 |
| エ その他、他人の権利利益を侵害する情報 |
| オ 有害プログラム(コンピューターウイルス)を含んだ情報 |
| カ 偽造、虚構又は詐欺的信息 |
| キ 公職選挙法に違反する情報 |
| ク その他法令に違反し又は違反するおそれのある情報 |
| ケ 公序良俗に反する情報 |
| コ 特定の商品の販売を行う情報 |
| サ 特定の企業のPRを行う情報 |
| シ 特定の宗教への勧誘又は中傷する情報 |
| ス 進行役が会議室ごとに定める禁止事項 |
| セ 無関係な大量のデータの送付等の会議室運営を著しく妨害し、会議室の円滑な運営を阻害する行為 |
| ソ その他会議室の運営を妨げる情報や行為 |

3 応募資格

市内に居住又は通勤、通学する方を対象とします。

4 選考方法

申請していただいた書類をもとに京都市電子会議室「みやこeコミュニティ」運営委員会において選考を行います。

5 選考結果の通知・テーマの開設

選考後、運営委員会事務局からEメールにて採用の可否を通知します(8月上旬頃を予定)。

なお、テーマを採用させていただく方には、別途、運営委員会事務局がテーマ開設に向けた事前調整をさせていただきます。採用されたテーマは、申込者と運営委員会事務局との調整が終了次第、順次開設させていただきます。